

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◆告 示 字の区域の変更等

字の区域の変更  
土地改良法による換地処分(二件)

## 告 示

### 鳥取県告示第百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する  
字の名称

下榎字八岩

同上の区域(昭和五十七年七月十二日現在の地番による。)  
下榎字八岩のうち八二一の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域

下榎字八岩井手下タ

下榎字八岩井手下タの全域、下榎字西ノ前七七三の一の一部、七七三の二及びこれらと一体をなす国有地、下榎字キダハシ七八三の三、七八三の四、七八三の八、七八三の九及び七八四の一の一部並びに下榎字八岩八二一の一

下榎字キダハシ

下榎字キダハシのうち七八〇の一、七八〇の二、七八〇の五、七八〇の六、七八一の一、七八三の一、七八三の三から七八三の六まで、七八三の八、七八三の九、七八四の一、七八四の三から七八四の七まで及びこれらと一体となす国有地以外の区域

下榎字ソヲキ田

下榎字ソヲキ田のうち七七一の一の一部、七一一の一の一部、七一一の三の一部、七一九の四の一部、七一九の五、七一九の六、七二〇、七二一の一部、七二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下榎字馬場ノ前七六七の二の一部及び七六八の一の一部、下榎字西ノ前七七一の一、七七二の二、七七二の三、七八七の三、七八八、七九一及びこれらと一体となす国有地、下榎字尻田七七七の一から七七七の四まで及び七七九の一から七七九の三まで並びに下榎字キダハシ七八〇の一、七八〇の二、七八〇の五、七八〇の六、七八一の一、七八三の一、七八三の五、七八三



<p>下榎字柳ヶ坪</p>	<p>八のの一部、六六八の二の一部六六九の一及びこれらと一体をなす国有地、下榎字御門脇六九一の二の一部及びこれと一体をなす国有地、下榎字瓜畑六九三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに下榎字下馬場七二六の一、七二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下榎字三好</p>	<p>下榎字柳ヶ坪のうち七〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域、下榎字野路六六二の二の一部、六六三の一から六六三の三までの一部、六六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字耕整六七一の一及び六七三の一、下榎字瓜畑六九三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに下榎字石ヶ坪七二〇の二の一部、七二一の一部、七二二の二の一部、七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下榎字野路</p>	<p>下榎字三好のうち六六六の一、六六六の二、六六七、六六八の一、六六八の二、六六九の一、六六九の二、六七〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下榎字綿打</p>	<p>下榎字野路のうち六五七の二の一部、六五七の二、六五七の三の一部、六六一の二から六六一の四までの一部、六六二の二の一部、六六三の二から六六三の三までの一部、六六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下榎字綿打六五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下榎字三好六六六の一、六六九の二及び六七〇の二</p>
<p>下榎字綿打</p>	<p>下榎字綿打のうち六四八の一、六四八の二、六四九の一から六四九の三まで、六五〇の一から六五〇の三まで、六五一の一、六五一の二、六五四の一、六五五の一から六五五の三まで、六五六の一、六五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

  

<p>下榎字新土居</p>	<p>下榎字新土居の全域、下榎字四反田五七五の二の一部、五七六の二の一部、五七六の二の一部、五八一の一から五八一の五まで、五八一の六の一部、五八一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字キヤツキヤの全域、下榎字綿打六五一の二、六五四の一、六五五の一、六五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字野路六五七の二の一部、六五七の二、六五七の三の一部、六六一の二から六六一の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下榎字上ミ荒堀</p>	<p>下榎字上ミ荒堀のうち五七三の一、五七三の二、五七四の一から五七四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下榎字四反田</p>	<p>下榎字四反田のうち五七五の二の一部、五七六の二の一部、五七六の二の一部、五八一の一から五八一の五まで、五八一の六の一部、五八一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下榎字外荒堀五五八の二の一部、五五九の二から五五九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字荒堀五六〇の二の一部、下榎字上ミ石田五七〇の三、五七一の三の一部、五七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字上ミ荒堀五七三の二の一部、五七三の二、五七四の二から五七四の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに下榎字ハス田五八九の二、五九〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五九〇の二及び五九〇の六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下榎字ハス田</p>	<p>下榎字ハス田のうち五八四の一から五八四の三まで、五八五の一から五八五の三まで、五八六の一から五八六の三まで、五八八の一から五八八の三まで、五八九の一、五八九の二、五九〇の一、五九一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五九〇の二及び五九〇の六と一体をなす国有地</p>

	地の一部以外の区域	下榎字上ミ石田	下榎字上ミ石田のうち五七〇の一、五七〇の三、五七一の一、五七一の三、五七二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下榎字石田	下榎字石田五六四の一、五六四の二、五六五の一部、五六六の二、五六七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、下榎字榎ヶ後口四四二と一体をなす国有地の一部、下榎字榎ヶ後作五六二の一部及び五六三の二の一部、下榎字三百田五六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地、下榎字上ミ石田五七〇の一、五七一の一及びこれらと一体をなす国有地、下榎字三百田ゴゴ路の全域並びに下榎字ハス田五八四の一、五八五の一、五八六の二、五八八の一、五八九の一、五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	下榎字林ノ前	下榎字林ノ前のうち四一〇の二の一部、四一〇の三の一部、四一一の一、四一一の二、四一四の一、四一四の二、五六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一五の一及び四一五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、下榎字石田五六六の一、五六六の三、五六七の二、五六七の三及びこれらと一体をなす国有地、下榎字三百田のうち五六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、下榎字ハス田五八四の二、五八四の三、五八五の二、五八五の三、五八六の一、五八六の三、五八八の二、五八八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、下榎字カイチノ下タのうち五九二の二及び六〇六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、下榎字カキノウチ六一の一の三及びこれと一体をなす国有地並びに下榎字綿打六四八の二の一部
下榎字カキノウチ	下榎字カキノウチのうち六一の一の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域	下榎字池田	下榎字池田のうち四三三の二、四三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下榎字寺田四三一の二、四三一の四の一部及び四三一の三の一部、下榎字住田四四八の一、四四八の二、四四九の一の一部、四四九の二、四四九の三の一部、四五〇の四、四五〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字榎ヶ後口四三七の一から四三七の三まで、四三八の一、四三八の二、四三九、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二の一、四四三の一、四四四の一、四四五の一、四四六の一、四四七の一、四四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、下榎字林ノ前四一〇の二の一部、四一〇の三の一部、四一一の一、四一一の二、四一四の一、四一四の二、五六八の二の一部、五六八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一五の一及び四一五の三と一体をなす国有地の一部、下榎字榎ヶ後作五六二の一部及び五六三の二の一部並びに下榎字石田五六五の一部並びに五六六の二と一体をなす国有地の一部
下榎字榎ヶ後口	下榎字榎ヶ後口のうち四三七の一から四三七の三まで、四三八の一、四三八の二、四三九、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二の一、四四二の三、四四三の一、四四三の三、四四四の一、四四五の一、四四六の一、四四七の一、四四七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	下榎字後家作	下榎字榎ヶ後作五六二の二、五六二の四及び五六三の二
下榎字ハウセン	下榎字ハウセン五一五の一部、五一六から五二〇まで及びこれらと一体をなす国有地、下榎字榎ヶ後口四四二の三、四四三の三及びこれらと一体をなす国有地、下榎字カシン		

	<p>畑五〇三の一部、下榎字麻畑ケ五二一、五二二、五二三の二から五二三の三まで、五二四の二から五二四の三まで、五二五の二から五二五の三まで、五二六、五二七の二、五二七の二、五二八、五二九、五三〇の二の一部、五三〇の二、五三一の二から五三一の三までの一部、五三二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字麻畑道下タ五四一、五四二の一部、五四三の一部、五四六の一部、五四七から五四四まで及びこれらと一体をなす国有地、下榎字川子淵ノ上エ五三九の二の一部及び五四〇の二、下榎字外荒堀五五五の二、五五六、五五七の二、五五八の二の一部、五五九の二から五五九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字荒堀のうち五六〇の二の一部以外の区域、下榎字後家作五六二の三及び五六三の三、下榎字上ミ石田五七一の三の一部及び五七二の二の一部並びに下榎字上ミ荒堀五七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>下榎字外荒堀</p>	<p>下榎字外荒堀のうち五五五の二、五五六、五五七の二、五五八の二、五五九の二から五五九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下榎字川子淵ノ上エ</p>	<p>下榎字川子淵ノ上エのうち五三九の二及び五四〇の二以外の区域</p>
<p>下榎字アサ畑ケ下モ</p>	<p>下榎字アサ畑ケ下モのうち五三六の二から五三六の四まで、五三七の二から五三七の四まで、五三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下榎字カシン畑</p>	<p>下榎字カシン畑のうち五〇三の二の一部以外の区域、下榎字柿ヶ瀬四九〇の二の一部、四九〇の三の一部、四九〇の五の一部、四九一の二、四九一の三の一部、四九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字柿ヶ田四九四の二の一部、四九四の三の一部、四九四の四の一部</p>
	<p>四、四九五の二の一部、四九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字住田原四九六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四九六の二、四九六の三、五〇一の二及び五〇二の三と一体をなす国有地の一部、下榎字ホウセンのうち五一五の一部、五一六から五二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下榎字麻畑ケ五三〇の二の一部、五三一の二から五三一の三までの一部、五三二の一部、五三三、五三四の二から五三四の三まで、五三五及びこれらと一体をなす国有地、下榎字アサ畑ケ下モ五三六の二から五三六の四まで、五三七の二から五三七の四まで、五三八の二及びこれらと一体をなす国有地、下榎字川子淵ノ上エ五三九の二の一部並びに下榎字麻畑道下タ五四二の二の一部、五四三の一部、五四四、五四五及び五四六の一部</p>
<p>下榎字柿ヶ瀬</p>	<p>下榎字柿ヶ瀬四八一の二、四八一の二、四八二の二、四八二の二、四八三の二、四八六の二の一部、四八六の二の一部、四八七の二、四八七の二、四八八、四八九の二、四八九の二、四九〇の二、四九〇の二の一部、四九〇の三の一部、四九〇の四、四九〇の五の一部、四九一の二の一部、四九一の四の一部、四九二の二の一部、四九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>下榎字柿ヶ瀬新田</p>	<p>下榎字柿ヶ瀬新田のうち四七九内第一の一部以外の区域、下榎字王子山四六八の二の一部、四七〇の二の一部及び四七二の二の一部、下榎字王子之前四七八の二の一部、四七八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに下榎字柿ヶ瀬四八三の一部、四八四の二から四八四の四まで、四八五の二、四八五の二、四八六の二の一部、四八六の二の一部、四九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>下榎字王子之前</p>	<p>下榎字王子之前のうち四七五の二の一部、四七六、四七八の二の一部、四七八の二の一部、四七八の三及びこれら</p>

<p>下榎字王子山尻</p>	<p>と一体をなす国有地以外の区域、下榎字王子山四六一の一部、四七二の二から四七二の四までの一部、四七三の二の一部、四七四及びこれらと一体をなす国有地並びに下榎字柿ヶ瀬新田四七九内第一の一部</p>
<p>下榎字王子山</p>	<p>下榎字王子山尻のうち四五九の四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、下榎字下ナマ津四五四の三の一部、四五五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字王子山四六一の一部、四六一の二の一部、四七二の三の一部、四七二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下榎字王子ノ前四七五の二の一部、四七六、四七八ノ二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下榎字下ナマ津</p>	<p>下榎字王子山のうち四六一の二の一部、四六一の二の一部、四七〇の二の一部、四七二の二の一部、四七二の三の一部、四七二の四、四七三の二の一部、四七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下榎字下ナマ津四五四の二、四五四の三の一部、四五五の三、四五五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字王子山尻四五九の四の一部及びこれと一体をなす国有地、下榎字柿ヶ瀬四九一の二の一部、四九一の三の一部、四九一の四の一部、四九二の二の一部、四九二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八四の三、四八四の四、四八五の二及び四八六の二と一体をなす国有地の一部、下榎字柿之田のうち四九四の二の一部、四九四の三、四九四の四の一部、四九四の四、四九五の二、四九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに下榎字住田原四九六の二、四九六の三の一部、四九六の三、四九七の三、四九八の三、四九九の三、五〇〇、五〇一の二、五〇一の三、五〇二の二、五〇二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>下榎字住田原</p>	<p>の二、四五四の三、四五五の二、四五五の三、四五五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下榎字住田</p>	<p>下榎字住田原のうち四九六の二から四九六の三まで、四九七の二、四九七の三、四九八の二、四九八の三、四九九の二、四九九の三、五〇〇、五〇一の二、五〇一の三、五〇二の二、五〇二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下榎字ハサマ</p>	<p>下榎字住田のうち四四八の二、四四八の三、四四八の四、四四九の二、四四九の三の一部、四五〇の四、四五〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四九の三、四五二の二及び四五二の三の一部、下榎字下ナマ津四五三の二の一部、四五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下榎字住田原四九七の二、四九八の二、四九九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下榎字寺田</p>	<p>下榎字ハサマの全域、下榎字寺田四二七の二の一部、四二七の三の一部、四二八の二、四二八の三の一部、四三〇の二、四三〇の三の一部、四三一の二、四三一の三の一部、四三一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下榎字池田四三三の二、四三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下榎字住田四四九の三の一部並びに四四九の三、四五二の二及び四五二の三と一体をなす国有地の一部並びに下榎字下ナマ津四五三の二の一部、四五三の三の一部、四五五の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下榎字寺田</p>	<p>下榎字寺田四二七の二の一部、四二七の三、四二九、四三〇の二、四三〇の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

廃止する字の名称

下榎字柿之田、下榎字荒堀、下榎字麻畑、下榎字麻畑道  
下々、下榎字三百田ゴゴ路、下榎字三百田、下榎字カイチ  
ノ下々、下榎字キヤツキヤ、下榎字坂田及び下榎字ミカド  
脇

鳥取県告示第百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による黒坂地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十七年八月十七日現在の地番による。）

黒坂字境川

黒坂字境川のうち七八から八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、黒坂字花ヶ崎八二のの一部及び八四の一部並びに黒坂字荒神ノ脇一〇九の三と一体をなす国有地の一部

黒坂字花ヶ崎

黒坂字花ヶ崎のうち八二のの一部及び八四の一部以外

の区域並びに黒坂字境川七八の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字曲り淵  
黒坂字曲り淵のうち九七の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

黒坂字荒神ノ脇  
黒坂字荒神ノ脇のうち一〇九の二の一部及び一一一の一部分並びに一〇八及び一〇九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、黒坂字境川七八から八〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、黒坂字曲り淵九七の一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに黒坂字傍示岩尻一一二の一部及び一二四の一部

黒坂字傍示岩尻  
黒坂字傍示岩尻のうち一一二の一部及び一二四の一部以外の区域、黒坂字荒神ノ脇一〇九の二の一部及び一一一の一部分並びに一〇八と一体をなす国有地の一部並びに黒坂字傍示岩一七六の一部及びこれと一体をなす国有地

黒坂字傍示岩  
黒坂字傍示岩のうち一七六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町から同町が行う土地改良事業に係る下榎地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町から同町が行う土地改良事業に係る黒坂地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三